

『人権』と聞いて皆さんは何を思い浮かべるでしょう。都井小学校3年生の石上空さん（8歳）にとつては『友だち』だったそうです。空さんの描いた作品が、

人権カレンダーを持ってニコリ



## 友だちとの思い出が一番です

色鮮やかに描きました。

品から選ばれた6作品が採用されます。「仲良しのお友だちと海で遊んでいるところを描きました」と空さん。右が空さんと左がお友だちです。二人がとても楽しそうだったのか、魚もたくさん寄ってきて楽しく水遊びをしたそうです。

小さいころから絵を描くことが大好きだったと話す空さん。3歳のときにも受賞した経験があるそうです。そのときは大好きなおじいちゃんとおばあちゃんの絵を描いたとのこと。「みんなを描くのが一番楽しい」と話します。

紙面では伝わりづらいですが、作品は非常に多くの色を使って描かれています。きつと空さんの思い出もカラフルに彩られているでしょう。

空さんの絵は『宮崎県人権ホームページ』をご覧ください。

### 子育て支援情報

## 病気のお子さんを保育します

緊急時に病気のお子さんを一時的に保育する病児・病後児保育が始まります。

子育て中のお父さん、お母さん。病気のお子さんの看病と仕事のはざまに悩んだことはありませんか。病児・病後児保育は、お子さんが病気になったときに仕事などで、どうしても看病ができない場合に利用できる保育です。

保育の内容は次のとおりです。

- 対象児＝0歳児～9歳児（小学3年生）
- 利用時間＝午前8時半～午後5時15分  
\*チャイルドケアさくらは、土曜日は午後1時まで
- 利用料＝1日1,500円  
\*月曜日～土曜日
- 利用料＝1日1,500円  
\*支払いはご利用の当日です。

### 利用の流れ

- ①事前登録 → ②病気発症 → ③病院受診 → ④事前予約 → ⑤利用

- ①緊急連絡先・かかりつけ医療機関などを記載した登録申請書を提出。
- ③医師の診察を受け、医師連絡票発行。
- ④利用前日の午後5時までに事前に電話予約（病名などの聞き取りを行います）。
- ⑤利用申請書、医師連絡票、着替えなど保育に必要な物を持参して施設来所。

### ●注意点

- ・看病する保護者などがいない場合など緊急時のみの利用となります。
- ・事前予約の前に医師の診断を受け、医師連絡票を記入してもらってください。
- ・病気のお子さんを必ず受け入れられるものではありません。
- ・医師の診断で家庭での療養となった場合は、緊急時でも受け入れられません。

### ●該当施設

- 申間市病児保育センター ☎71-1577
- チャイルドケアさくら ☎080-8360-8683
- 問い合わせ先＝福祉保健課子育て支援係 ☎72-0333（内線502）

# 健康マメちしき

## 妊婦さんの健康を守るための法律

当院に通院中の妊婦さんから、こんな話を聞くことがあります。「仕事が忙しくて妊婦健診に行く暇がありません」「おなか張ってしんどいのですが、仕事を休ませてもらえません」「あんまり仕事を休むと、解雇されそうで…」などなど。果たして、そんなことが許されるのでしょうか？ 答えは「ノー」です。女性が働きながら安心して出産できるように、数々の法律が制定されています。今日はその一部をご紹介します。

### 労働基準法

本法律は昭和22年に制定されましたが、次世代を担う子どもを産み育てる母親の健康を労働の影響から保護するための条項が定められています。その内容としては「妊婦の請求により産前6週間、産後8週間は働かせてはならない（66条）」は有名だと思えますが、そのほかにも「妊婦が請求した場合は軽い業務に転換させなければならぬ（同）」「妊娠・出産・哺育に有害な業務（重労働なども）に就かせてはならない（64条）」「妊婦が請求した場合は時間外・休日・深夜労働をさせてはならない（66条）」「1歳未満の子を育てる女性は1日2回、少なくとも各30分の育児時間を請求できる（67条）」などです。

## 男女雇用機会均等法

本法律は昭和47年に施行された勤労婦人福祉法をもとに昭和61年に制定され、正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保に関する法律」といいます。男女平等の理念に基づき、雇用の分野においても男女の均等な機会および待遇の確保を図るとともに、女性労働者の妊娠中および出産後の健康を確保する事を目的としています。

妊娠中の女性労働者が適切な健康管理ができるように「事業主」は必要な措置を講じなければならないことが定められています。その内容は「婚姻、妊娠、出産またはそれに伴う産前・産後休業を理由に解雇してはならない（8条）」「妊婦が保健指導または妊婦健診を受けるために必要な時間を確保しなければならない（22条）」：特に異常がなく、順調に経過している妊婦さんでも妊娠23週までは4週に1回、妊娠35週までは2週に1回、出産までは毎週、合計で14回の妊婦健診を受ける必要があります。妊婦さんの状態によってはそれより回数が増えることもあります。「妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守る」とができるように、勤務時間の変更、勤務の軽減をしなければならない（23条）などです。このような措置が講じられず、事業主が是正指導にも応じない場合は企

業名公表の対象となり、紛争が生じた場合は調停などの紛争解決援助の申し出を行うこともできます。

### 育児休業法

本法律は昭和50年に施行されましたが、当初は特定職種の女性公務員（教職員や看護師など）だけが対象でした。平成4年の改正（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）によって民間も含め、父親にも認められるようになりました。現行法では子が1歳に達するまでの間（場合によっては1歳6カ月まで）、事業主に申し出ることにより父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。また、子が3歳未満の場合は短時間勤務制度（1日6時間）の利用や所定外労働（いわゆる残業）の免除を受けることができます。

### おわりに

これらの法律は「雇用されている労働者」が対象ですが、妊婦さんの中には自営業を手伝っている人も数多くいます。農作業や畜産業などで重労働を強いられる妊婦さんもみかけます。妊婦が重労働を続けると胎児の発育が遅れたり、早産になる場合があります。少子高齢化が進む申間市において、子どもを産み育てる女性は「申間市の宝」です。家族は言うまでもなく、社会全体で妊婦さんの健康を守っていきましょう。

著：申間市民病院 産婦人科 医師 河崎 良和

Yoshikazu Kawasaki